

佐賀労働局発表  
令和4年11月15日

報道関係者 各位

【照会先】

佐賀労働局 職業安定部 訓練室

室長 中原 淳子

室長補佐 富永 明

代表電話 0952-32-7216

## 「第1回 佐賀県地域職業能力開発促進協議会」を開催します

～佐賀県の計画的な人材育成の実現に向けて～

- 日時 令和4年11月24日（木）14：00～15：15（予定）
- 場所 佐賀第2合同庁舎 5階共用大会議室1  
（佐賀市駅前中央3丁目3番20号）
- 議題 令和3年度及び令和4年度公的職業訓練実施状況について  
令和5年度佐賀県地域職業訓練実施計画（案）について  
意見交換等
- 出席者 佐賀県地域職業能力開発促進協議会委員
- 佐賀県地域職業能力開発促進協議会について  
令和4年10月1日に施行した改正職業能力開発促進法において、新たに法定化された職業訓練に関する協議会であり、佐賀県と佐賀労働局が共同で開催します。地域の関係者に参画いただき、
  - ① デジタル化など、地域のニーズを反映した訓練コースの設定を促進するとともに、
  - ② 訓練効果の把握・検証を行い、訓練内容の改善を図ることなどを行うこととしています。

※ 取材につきましては協議会の頭取りのみお願いいたします。

# 地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

## 【構成員】

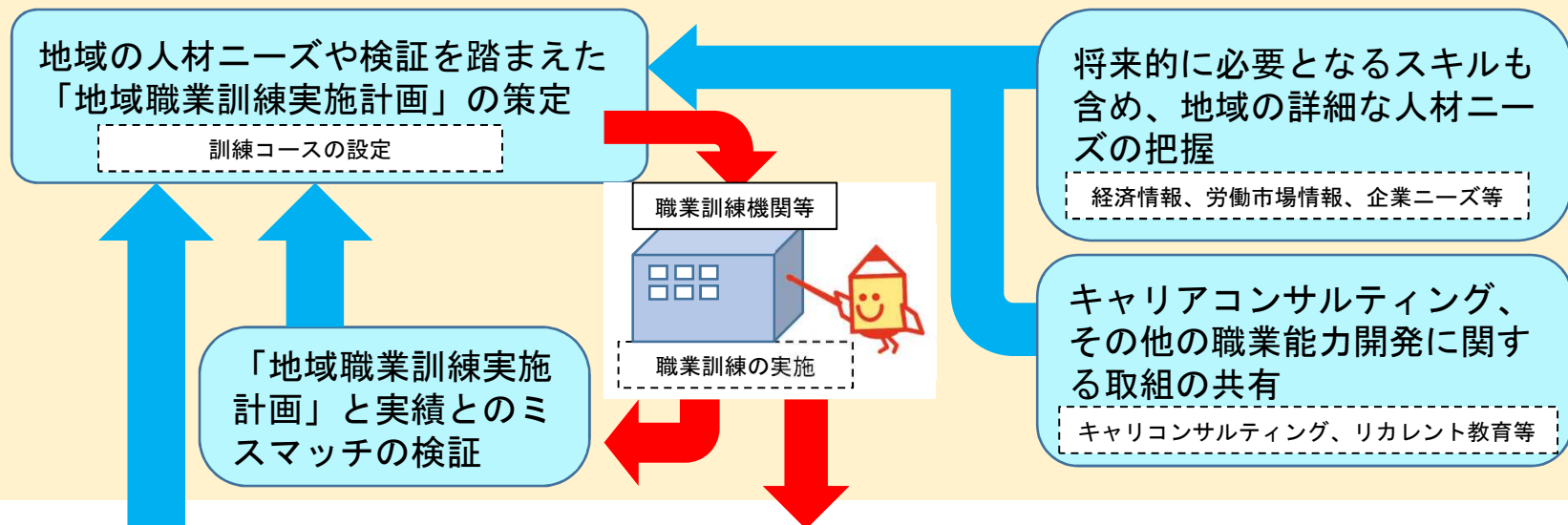
- ①都道府県労働局
- ②都道府県
- ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体
- ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

.....主催

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

### ①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施



### ②訓練効果の把握・検証（協議会の下でのワーキンググループで実施）

⇒ 個別コースの質の向上を促進

